

○美祢市全国大会等出場激励金交付要綱

平成24年3月30日

告示第62号

改正 平成30年9月3日告示第111号 令和3年3月11日告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における社会体育の振興を図るため、全国大会等に出場する個人又は団体に対して激励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 激励金の交付対象者は、本市に在住、在学若しくは在職する個人又は所在する団体で、本市を含む地域を対象として行う予選会又は選考会を経て、国、県又は市を代表して出場資格を得た選手とする。

(対象となる大会)

第3条 国若しくは地方公共団体が主催若しくは共催する大会（全国健康福祉祭を除く。）又は日本体育協会若しくは同協会加盟団体が主催する大会のうち、市長が対象とすることを認めた大会とする。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、1人につき5,000円とし、団体競技に出場する場合は、1団体につき3万円を限度（6名に満たない場合は人数分）とする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする個人又は団体は、出場決定後、交付申請書（別記様式）を速やかに市長に提出するものとする。

2 前項の交付申請書には、予選の際の大会要項及び成績並びに対象となる大会の要項及び参加申込書（監督名、選手名等が記載されたもの）を添付する。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、激励金の交付を決定し、激励金を交付するものとする。

(交付の変更)

第7条 激励金の交付後、申請内容に変更が生じた場合は、激励金の交付を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示に施行の日の前日までに、廃止前の美祢市全国大会等出場激励金交付要綱（平成20年美祢市教育委員会告示第12号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年告示第111号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第29号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

美祢市長 様

申請者

住所（団体名）

氏名（代表者名） (※)

連絡先

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

\_\_\_\_\_大会に、下記のとおり出場が  
決定しましたので、激励金の交付を申請します。

記

1 出場者

住 所	氏 名 (ふりがな)	(所属、学校名・学年)

2 開催期日

年 月 日 ( 曜日 ) ～ 年 月 日 ( 曜日 )

3 大会会場

\_\_\_\_\_都・道・府・県 \_\_\_\_\_郡・市\_\_\_\_\_

会場名 : \_\_\_\_\_

4 激励会の開催

・希望する                      ・希望しない

※いずれかに○印をしてください。なお、市長等の日程の都合により、開催できない場合があります。あらかじめご了承ください。